

平成27年 第4回浜松市議会定例会 一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 北野谷富子

質問	答弁
1 女性の活躍推進について すべての女性が輝く社会の実現は、国の最重要政策の一つとされ、女性管理職比率などの数値目標の設定・公表を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称「女性活躍推進法」）」が今年の9月に施行された。幅広い対象や内容について女性の活躍を推進することで地域の活性化を図る大切な要素である。 そこで、本市職員の実態と今後の取り組みについて以下3点伺う。 (1) 女性管理職比率の向上に向けて (1) 平成26年度の調査によると政令市の女性職員の管理職の比率は11.9%であり、本市の現状は7.5%と進んでいるとは言えない状況である。平成28年4月には「特定事業主行動計画」を策定・公表することが義務付けられ、早急な作業が強いられる状況の中、現状はどのような対策を講じているのか。また、今後はどのような具体的な対策を講じていくのか伺う。 (2) 「育児短時間勤務制度」、「妊娠障害休暇」について (2) 女性が働きながら子育ての時間を捻出することは容易なことではないが、静岡県職員の休暇制度には、自分の子供を養育するための「育児短時間勤務」と、母体を守るための「妊娠障害休暇」が既に含まれている。そこで、本市職員が、出産前の母体の負担軽減や子育ての時間が確保できるよう、「育児短時間勤務」と「妊娠障害休暇」を県費負担教職員の権限移譲に向けて制度化できないか伺う。 (3) 男性の育児休業取得率向上に向けて	1 鈴木副市長 1 点目については、平成27年4月1日現在の本市の女性管理職の比率は8.0%となっている。昨年度の7.5%と比べて、0.5%向上しているが、平成26年度の政令市平均11.8%にはまだ及んでいない状況である。こうしたことから、女性職員の能力向上を図り、女性管理職の比率を高めるため、主任級や副主幹級の女性職員を対象として、キャリアを振り返り将来の目標を考え意識づけさせる、キャリアアシスト研修や、女性職員に共通する特徴を踏まえた能力開発を行う、女性職員育成研修を実施している。生産年齢人口の減少や少子化対策が喫緊の課題となる中、女性の活躍推進は非常に重要であり、行政サービスの向上にも繋がる。今後、女性活躍推進法に基づき、本市の特定事業主行動計画を策定する中で、国が定める指針に即して分析を行い、目標値や具体的取組について検討していく。 次に、2点目。まず、育児短時間勤務制度は、半日勤務や週3日勤務など、職員が、職務を完全に離れることなく育児を行うことが可能となる制度であり、現行の育児時間や部分休業とあわせて、仕事と育児の両立を図るための一つの手法であると考えている。地方公務員育児休業法で定められている勤務パターンが複数あり、複雑であることから、これまで、短時間勤務職員の勤務管理や、代替職員の採用など、本市における運用方法について研究してきた。職員が安心して職務に専念し、その能力を最大限に発揮することで、女性が活躍できる環境を整備するためにも、働くための多様な選択肢を設けることは必要であると考えている。こうしたことから、他団体の運用状況を参考に、制度化に向けて検討していく。次に、県が導入している妊娠障害休暇は、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難である場合に取得できる特別休暇である。本市では、国に準じ、妊娠に伴う体調不良について具体的に疾病と判断できる事実があれば、私傷病休暇として承認する取り扱いをしている。休暇制度は、国家公務員の制度を踏まえて適正なものとするを基本に、今後、妊娠障害休暇について研究していく。 次に、3点目。女性の活躍を推進するうえで、男性も育児に参加することは必要不可欠である。本市では、仕事と育児の両立支援について、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の中で、数値目標を定めて推進を図っているところである。具体的には、男性職員の育児休業については平成31年度におけ

質問	答弁
(3) 女性の活躍を推進していく中で、男性の育児への協力と職場の理解、管理職の意識改革は必要不可欠である。子育ては女性だけが担うものではなく、男性も平等に担うべきであると考えている。しかし、全国的にも男性の育児休業取得率は低く、平成26年度の雇用均等基本調査によると女性が86.6%に対して男性は2.30%となっている。そこで、本市の男性育児休業を取得している人数とその割合について伺う。あわせて、今後取得率向上に向けどのような対策を講じていくのか伺う。 2 安心して子育てできる環境づくりについて (1) 通学路の安全確保について (1) 子供たちの安全を考える上で必要となるのが通学路の安全確保である。通学路には子供たちが安全に登下校できるよう様々な取り組みがされているが、現在、浜北区では人口の増加や、新しい施設の建設、中学校の移転や浜北斎場の増設など激しく環境が変化している。その中において、各学校の通学路に対して安全対策は追いついているのか、保護者からは不安の声が聞かれる。現在、通学路の安全確保について具体的にどのような対策をしているのか、あわせて今後の計画についても伺う。 (2) 自然災害発生時における学校の「危機管理マニュアル」の運用について (2) 本市では、「第4次地震被害想定（平	る取得率10%、短期間の休暇制度として、妻の出産に伴う入退院の付添等に活用できる配偶者出産補助休暇については取得率80%、妻の産前・産後休暇期間中に行う乳幼児の養育の際に活用できる男性職員の育児参加休暇については取得率50%としている。実績を見ると、男性職員の育児休業の取得者は例年1、2名で、取得率は1%程度に留まっている。一方で、短期間の休暇制度の取得率については、配偶者出産補助休暇は85%程度、男性職員の育児参加休暇については、30%程度と、多くの職員がこれらの制度を活用している。このようなことから、今後は、特に男性の育児休業取得率の向上が必要であると考えている。このため、引き続き育児支援ハンドブックの充実や、育児休業等の活用を呼びかけるためのポスターの掲出、また職員研修の充実などの取り組みにより職員の制度理解を進めるとともに、育児に理解のある上司、いわゆる「イクボス」の養成など、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めていく。 2 (1)朝倉土木部長 浜北区の交通状況については、区人口の増加や商業施設の進出に伴い、自動車交通量が増加し、これにより、生活道路への通りに抜け車両が増加する等、交通環境が変化しつつある。このため、小・中学校等に通学する児童、生徒の通学環境にも影響がでてくるものと認識しており、通学路等における交通安全対策は、子供たちの安全を守る観点からたいへん重要であると考えている。通学路の交通安全対策は、小・中学校、幼稚園から提出された要望に基づき、国、学校・園、教育委員会、交通管理者、道路管理者、各区役所で組織する浜松市通学路交通安全対策連絡会において、グリーンベルト設置等の対策内容を検討・立案し、これにより、早期対策が必要なものについては、迅速に対応しているところである。一方、事業用地の取得が必要となる歩道設置等、規模が大きく、長期間を要する対策については、路線地域を始め、警察等との協議が必要となることから、関係機関と十分な調整を図り、調整の整った箇所から順次、進めていく。通学路の交通安全対策は、喫緊の課題であることから、今後も、浜松市通学路交通安全対策連絡会で検討・立案した対策内容に基づき、迅速な実施に努めていく。 2 (2)花井学校教育部長 1つ目と2つ目は、関連があるので、一括。現在、本市では、平成27年4月からの「学校(園)防災対策基準」の運用に伴い、学校ごとに危機管理マニュアルを作成した。危機管理マニュアル

質問	答弁
成25年静岡県)」の公表に伴い、昨年度、学校の防災基準の見直しを図り、「浜松市学校(園)防災対策基準<平成27年4月>」を示している。見直しにあたっては、それぞれの実情に合わせ中学校区単位で検討し、学校・園ごとの「危機管理マニュアル」を作成しているが、マニュアルに示しただけでは実際に9月の台風18号のような自然災害が発生した際に、本当に子供の安全を守ることが出来るのか疑問を感じている。学校管理下において子供の安全を守る責任を果たす義務があると考えたときに、登下校中も含めた子供の安全確保が必要と考える。そこで、各学校の「危機管理マニュアル」について、以下2点伺う。 ア 子供の安全確保に向けて、具体的にどのような内容が盛り込まれたのか伺う。 イ 有効に機能するために、どのような手立てを考えているのか伺う。 3 市民のためのユニバーサルデザイン計画 本市は全国に先駆け「ユニバーサルデザイン条例」を制定するなど、市民と協働で「UDのまちづくり」の推進に向けて啓発活動に取り組み、市民の間でもユニバーサルデザインという言葉が聞かれるようになった。「UDのまちづくり」を推進していくにあたり、本市の取り組みについて以下3点伺う。 (1) 誰もが訪れやすい“まちづくり”について (1) 平成29年にはNHK大河ドラマ「おんな城主直虎」の放送が決定し、平成31年にはラグビーW杯、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックという大規模な国際イベントが日本で開催され、多くの来訪者が日本の各都市へ訪れると予測される。そこで、秋田県・三重県・沖縄県などの都	は、地震、風水害等、様々な自然災害において、学校の対処基準や学校職員、保護者及び児童生徒の行動の流れ、学校敷地内外における避難場所や経路さらには保護者引き渡し方法等について図で示し、留意すべき内容について明確に示したものである。また、マニュアルが有効に機能する手立てとしては、特に、登下校時において、事前に過程や地域と確認しておくべき事項を学校に提示し、その内容について共通理解を図るよう、教育委員会から依頼しているところである。すでに、登下校時に児童生徒が避難する場所や、児童生徒の保護や安否確認の分担等について家庭や地域と連携して取り組んでいる学校もある。今後は、このような取り組みを他の学校に紹介したり、学校の取り組み状況を検証したりすることで、各学校の実情に応じた児童生徒の安全管理体制を全市的に構築していく。 3 (1)川嶋市民部長 人口減少、超高齢社会が発展する中、地域の活力を維持するためには、交流人口の拡大は、大きな効果が期待される施策であり、これは、あらゆる手段を用いて実現する必要がある。こうしたことから、国においては、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機としたアクションプログラムの中で、「ユニバーサルツーリズム」に対応した地域づくりの推進を掲げている。地方の取り組みとしては、那覇市、伊勢志摩地域などでは、高齢・障がいの有無や国籍などにかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を提供するため、施設のユニバーサルデザイン化や情報の収集発信、ベビーカーや車いすの貸し出しなどを先進的に展開している。本市においても、昨年度、国がユニバーサルツーリズムの推進に向け実施した「地方のおもてなし向上事業」の認定を受け、外国人や障がい者などを当地へ招いたモニターツアーや宿泊・観光施設などのUD調査及び地域の関係者を対象としたセミナー等を実施した。「ユニバーサルツーリズム」を推進することで、本市が誰もが訪れやすいまちとなる。そして、同時に市民の皆様にとっても移動しやすいまち、利用しやすい店舗など、暮らしやすいまちとすることができる。こうした取り組みを進めるには、交通、商業、観光などの事業者の皆様との参画と市民

質問	答弁
市で先進的に取り組んでいる「ユニバーサルツーリズム」を本市としても取り入れ、官民の連携で「誰もが訪れやすく、住みやすいまち」を実現すべきと考えるが伺う。 (2) 誰もが暮らしやすい“まちづくり”について (2) 安心して外出できる環境づくりとして、本市でも「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー新法」）」に基づいた「みんなにやさしいみちづくり～浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針～」を策定した。しかし、市中心部においては視覚障害者誘導用ブロックに的を絞ってみても安心して外出できる環境とは言えない状況にある。代表的な課題として、ブロックの劣化による剥がれ・破損、マンホールなどによる連続性の欠如、多様な規格の混在などがある。それらが原因で、歩行途中で進行方向が分からなくなってしまうため非常に危険な状態である。そこで、指針策定後の取り組み内容と今後の対策について伺う。 (3) 誰もが利用しやすい公共交通について (3) 第2次浜松市ユニバーサルデザイン計画（U・優プランⅡ）の推進計画の中に、「誰もが利用しやすい公共交通」として、公共交通の利便性の向上、公共交通空白地域における移動手段確保への支援などがあるが、住居が点在している地域では交通手段がなかなか確保できない状態がある。さらに現状においては、コミュニティバス（地域バス）を運行しているが、運行本数の減などでますます利用しにくい状況になっている。磐田市では自主運行バスを廃止し、デマンドタクシーを全市に広げた結	の皆様の理解は欠かせない。ユニバーサルツーリズムを推進することで、本市の差別化を行い、来訪者の増を図ることは、大きなビジネスチャンスにつながる。このことを、より多くの皆様に理解してもらうため、関係事業者、市民活動団体や市民の皆様と連携のための協議を進めていく。 3 (2)朝倉土木部長 浜松市の中心部においては、「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、浜松駅を中心とし、概ね 500m～1km の範囲にある官公庁施設、福祉施設や文化施設等の主要施設を含む約 108 ヘクタールの範囲を重点整備地区とする浜松市交通バリアフリー基本構想を平成 17 年 1 月に策定した。この重点整備地区内の浜松駅や新浜松駅から公共施設等を結ぶ経路を特定経路又は準特定経路と位置付け、高齢者や障がいをお持ちの方も安全に利用できるよう、交差点の平面横断化や視覚障害者誘導用ブロックの設置、道路の段差解消等の整備を実施してきたところである。しかしながら、視覚障害者誘導ブロック等については、整備から数年が経過し、指摘の通り、一部で連続性が欠けていたり、ブロックの破損が目立つようになってきた。こうしたことから、応急修繕が必要な箇所は、速やかに修繕するとともに、今年度、重点整備地区内の現況調査を実施し、速やかに改善していく。 3 (3)木村都市整備部長 磐田市のデマンドタクシーは、市民の皆様と協議した結果、年間約 49,000 人利用していた自主運行バスを廃止し、その代替交通システムとして導入したものである。導入にあたっては、運行先を JR 磐田駅付近や病院などに限定するとともに、利用料金を大幅に改定し、約 2 倍から 7 倍程度に設定している。平成 26 年度の利用者実績は約 2,400 人と、自主運行バス当時と比較すると大幅に減少し、その結果、運行経費も大幅に削減され、収支率も向上したと聞いている。このように、デマンドタクシーの導入については、ドアツードアのサービスが受けられる反面、バスと比較し 1 台あたりの乗車人数が限られることなどから、利用料金が非常に割高になるといった課題がある。特に、本市の中山間地域のように、スーパーや病院などの生活拠点までの運行距離が非常に長くなると、利用料金を試算した場合、現在の 1 乗車あたりの平均利用料金である 200 円を、最低 3 倍、最大で 10 倍程度に引

質問	答弁
果、以前より利用しやすくなったと高評価を得ている上に、収支率も5.6%から33.3%まで上昇した。そこで、本市としても今後ますます増加する高齢者や、障害者、乳児を連れた家族の交通手段として、デマンドタクシーの導入も検討すべきと考えるが伺う。 4 消防分野における女性の活躍による防災力向上について ここ数年、全国的に消防団員数の減少が進んでいく中、女性の消防団員が増えていく傾向がある。また、市町村の消防本部においても半数以上の本部に女性の消防職員が配置されている現状がある。そこで、消防分野においても女性の力を取り入れることで、防災力の向上を図っていくべきと考えるが、以下2点について伺う。 (1) 女性消防団員及び消防職員について (1) 災害時には地域に精通した消防団員の活躍が欠かせない。昨年8月、広島市で発生した豪雨による大規模な土砂災害では、避難所で女性団員特有の気遣いに賞賛の声が上がったと聞く。また、各消防本部でも女性の消防職員が火災予防、消防隊、救急隊として多様な業務に活躍している。については、本市の女性消防団員及び女性消防職員の人数とその役割について伺う。 (2) 消防分野における女性登用の取り組みについて (2) 女性が消防の防災面を担うことで、実際に災害が起きた時にも女性特有の目線や経験を活かすことで、子供から高齢者まで幅広い年齢層に対する様々な住民サービスの向上につながると思うが、今後の消防団員や消防職員への女性登用の取り組みについて伺う。	き上げる必要がある。こうした本市の地域特性を考えた場合、デマンドタクシーを誰もが廉価な料金で利用できる公共交通システムとして導入することは、非常に難しいものと考えている。こうしたことから、公共交通空白地における交通対策としては、これまで地域の皆様と協力しながら取り組んでいる地域バスを中心に運行し、地域の方々の移動サービスの維持と確保を図るなど、引き続き交通環境の向上に努めていきたいと思う。 4 木下消防長 1 点目の女性消防団員については現在、中区、北区、西区の各支団に合計 13 人在籍している。団活動については、原則、男性団員と同様の活動をしている。女性消防職員は、現在 26 人を配置している。業務は、消防局所属の 5 人が消防事務に従事し、21 人が各消防署において消防隊員や救急隊員として災害現場の第 1 線の役割を担っている。 次に、2 点目の消防分野における女性登用の取り組みについて。女性消防団員については、応急救護や火災予防を専門に活動をする新たな組織を、各支団に編成することを検討していく。これにより、応急救護や AED の取り扱いなどを指導し、一般家庭などへの火災予防広報をするなど、女性の特徴を生かした活動に期待をしている。また、女性消防職員に関しては、消防隊員や救急隊員のほか、立入検査や火災原因調査、119 番の受付など多様な職域へ、職員の意欲、特徴を生かして、配置していきたいと考える。

質問	答弁
5 浜松の未来を築く次世代の育成について 少子高齢化が大きな問題となっている中、本市を支えていく次世代の育成が非常に重要と考える。今年の 7～8 月に開講された「市民活動体験講座」は市民活動団体の活動を実際に体験することで、自分たちの生活にどのような困り事が存在し、いろいろな人の支えがあるのかを学び、自分たちの将来の仕事にまで視野を広げる子供もいたと聞く。講座を開講した後の具体的な成果と、浜松の未来を築く次世代の育成の観点から今後の市民協働の取り組みについて伺う。	5 川嶋市民部長 本市では、市民協働によるまちづくりを推進するため、将来の担い手となる若者の育成を重要な施策と位置付け、年代に応じた取り組みを実施している。具体的には、小学生を中心に行う出前講座、中学生と高校生を対象とした市民活動体験講座、大学生に向けては学生ボランティアネットワーク事業と、知って、触れて、実践する内容となっている。このうち、市民活動体験講座は、市民活動に関心のある生徒が市民活動団体の活動を実際に体験し、その大切さを学習することを目的に開催しており、今年度は 34 名の生徒が参加した。事業の成果は、参加者全員が、今後も市民活動に参加したいと述べ、また参加者の中には、講座をきっかけに、ボランティアとして引き続き市民活動に携わっている生徒がいるなど、参加者に市民活動の重要性が伝わったと考えている。 次に、今後の市民協働の取り組みについて。次代を担う若者の育成は、年代に応じた取り組みを、絶え間なく継続していくことが重要であると考えている。このため、今後も、現在の事業を基本としつつ、さらに成果を出すよう、出前講座における市民活動団体と協働した講座の実施や、学校と市民活動団体を繋ぎ、授業の中で市民活動を取り上げてもらうような取組みを展開していく。こうしたことにより、若い段階から市民活動の素晴らしさを知ってもらい、ひとりでも多くの市民の皆様に市民活動に係わってもらうよう、次世代の育成に力を入れて取り組んでいく。